令和四年三月作成

多治見都市計画総括図

都市計画区域	指定			面積	6,338ha	昭和27年４月１日
〃	変更	岐阜県告示第	314号	面積	7,786ha	昭和58年４月１日
〃	変更	〃	639号	面積	9,124ha	平成22年12月24日
	国土地理院公表面積に基づく変更			面積	9,125ha	平成27年３月
市街化区域及び市街化調整区域	指定	岐阜県告示第	534号	面積	7,769ha	平成８年10月１日
〃	変更	〃	468号	面積	7,779ha	平成16年５月17日
〃	変更	〃	641号	面積	9,124ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	240号	面積	9,125ha	平成28年４月１日
〃	変更	〃	463号	面積	9,125ha	令和２年11月20日
用途地域	指定	建設省告示第	1187号	面積	1,270ha	昭和43年４月20日
〃	変更	岐阜県告示第	1065号	面積	2,073ha	昭和48年12月25日
〃	変更	〃	307号	面積	2,403ha	昭和58年３月31日
〃	変更	〃	850号	面積	2,403ha	昭和60年12月17日
〃	変更	〃	258号	面積	2,430ha	平成元年３月31日
〃	変更	〃	797号	面積	2,467ha	平成２年12月25日
〃	指定	多治見市告示第	42号	面積	2,464ha	平成８年４月１日
〃	変更	〃	90号	面積	2,659ha	平成８年10月１日
〃	変更	〃	37号	面積	2,659ha	平成13年３月30日
〃	変更	〃	97号	面積	2,618ha	平成16年５月17日
〃	変更	〃	225号	面積	3,101ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	137号	面積	3,121ha	平成28年４月１日
〃	変更	〃	240号	面積	3,121ha	平成28年９月30日
〃	変更	〃	306号	面積	3,170ha	令和２年11月20日
特別用途地区	指定	建設省告示第	1187号	面積	39ha	昭和43年４月20日
〃	変更	多治見市告示第	15号	面積	131ha	昭和58年３月31日
〃	変更	〃	25号	面積	137ha	平成元年３月31日
〃	変更	〃	43号	面積	141ha	平成８年４月１日
〃	変更	〃	38号	面積	150ha	平成13年３月30日
〃	変更	〃	226号	面積	297ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	136号	面積	297ha	平成28年４月１日
高度利用地区	指定	多治見市告示第	272号	面積	2ha	平成28年10月26日
防火・準防火地域	指定	建設省告示第	1934号	面積	16ha	昭和34年10月６日
〃	変更	〃	929号	面積	73ha	昭和43年３月30日
〃	変更	多治見市告示第	227号	面積	79ha	平成22年12月24日
〃	変更	〃	130号	面積	79ha	平成28年４月１日
〃	変更	〃	273号	面積	79ha	平成28年10月26日
風致地区	指定	岐阜県告示第	306号	面積	67ha	昭和58年３月31日
〃	変更	〃	476号	面積	60ha	平成16年５月18日
〃	指定	多治見市告示第	198号	面積	1ha	平成19年11月１日
〃	変更	〃	75号	面積	49ha	平成25年３月29日
〃	指定	〃	349号-2	面積	27ha	平成27年12月10日
〃	変更	〃	131号	面積	14ha	平成28年４月１日
〃	変更	〃	132号	面積	19ha	平成28年４月１日
駐車場整備地区	指定	多治見市告示第	69号	面積	87ha	昭和46年10月25日
〃	変更	〃	16号	面積	156ha	昭和53年４月１日
〃	変更	〃	92号	面積	220ha	平成16年４月１日

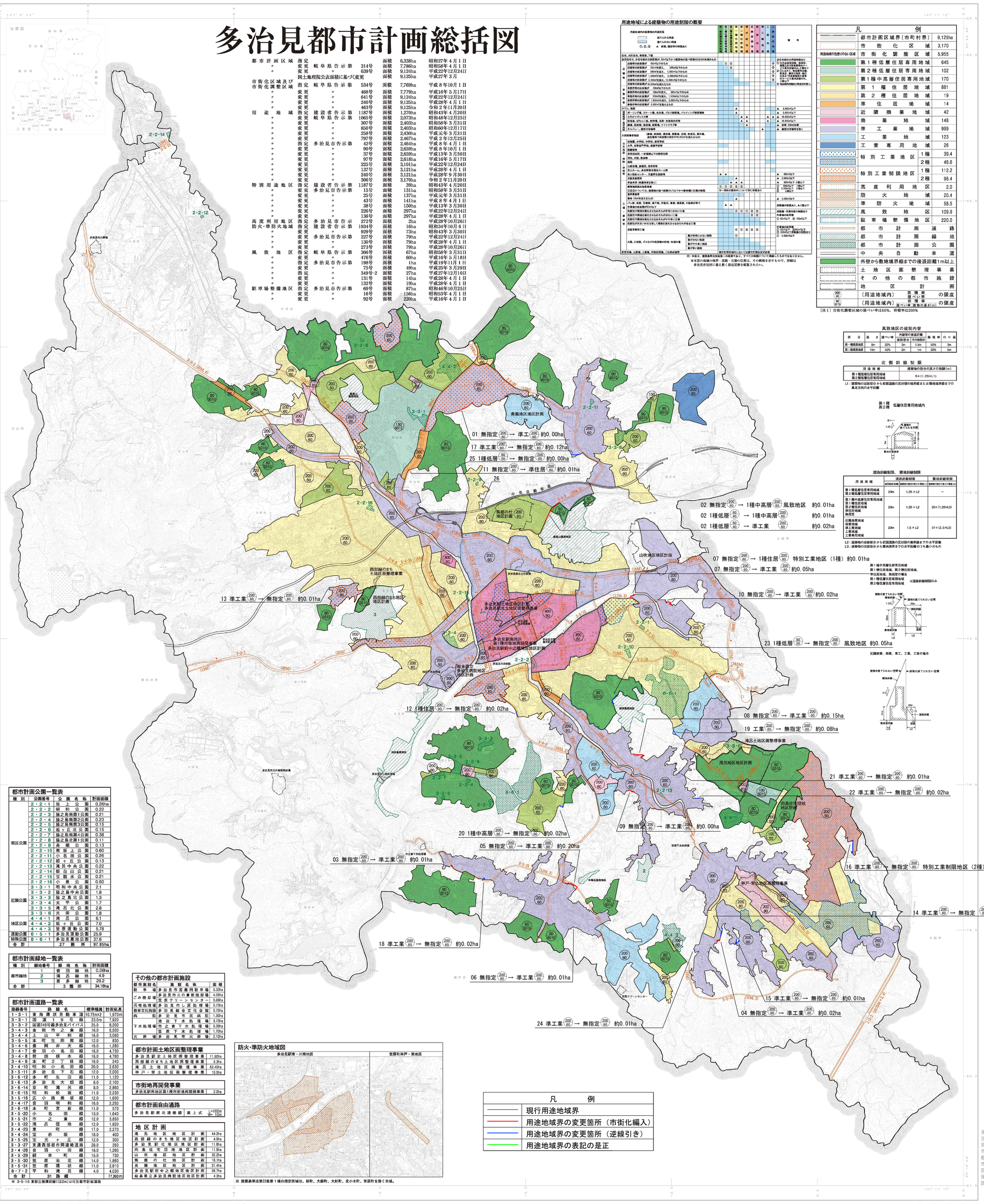

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
○ 建てられる用途
× 建てられない用途
（1、2、3） ▲ 新規、増設等の制限あり

建築物の用途	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿													
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの													
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		○	①									① 日用品販売店舗、飲食店、喫茶店及び理髪業等のサービス業用途等の内、2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②									② 上記に、物品販売店舗、飲食店、喫茶店、理髪業のほか、作業所、事務所等サービス業用途等の内、2階以下
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの												③ 物品販売店舗及び飲食店を除く。
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの												
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの												
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの												
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの												
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの												
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの												
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの												
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの												
ホテル、旅館				▲									▲ 3,000㎡以下
遊技施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等			▲									▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等					▲	▲			▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券の売場等					▲	▲			▲	▲	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等						▲						▲ 客席 200㎡未満
	キャバレー、料理その他類似									▲			▲ 風営法許可等を除く
大規模車庫施設	（車庫、駐車場、洗車場、駐車場、店舗、飲食店、展示場、遊技場等で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの）												
公共施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校												
	大学、高等専門学校、各種学校等												
	図書館等												
	保育所、児童厚生施設、一定規模以下の老人福祉等												
病院・学校等	神社、寺院、教会等												
	病院												
	公衆浴場、診療所、保育所等												
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等												
危険物関係	老人福祉センター、児童厚生施設等		▲	▲									▲ 600㎡以下
	自動車教習所				▲								▲ 3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲							▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫		①	①	②	②							① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下
	①②ともについては、建築物の延べ面積の1/2以下かつ倉庫等に記載の制限		同一区画の数制内について別に制限あり										③ 3,000㎡以下 2階以下
	畜舎建築												
	倉庫（15㎡を超えるもの）				▲								
工場・倉庫等	パン屋、米屋、豆腐屋、麺不類、洋菓子類、洋菓子類、魚類、鳥類、肉類等販売業		▲	▲									原動機の制限あり。▲2階以下
	作業場の床面積が50㎡以下												
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	②	②				原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							②	②				作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場												
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												
	自動車修理工場				①	①	②	②	②				作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
		量が非常に少ない病院				①							① 3,000㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量がすくない病院											
		量がやや多い病院											
		量が多い病院											
処理施設	都市計画決定されていないごみ焼却場等												
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等													都市計画決定されていない場合は許可が必要

注）本表は、建築基準法施行令第130条の3に基づいて作成したものであります。すべての地域について規定したものではありません。
※本図の敷地の境界・道路・公園の位置は、その概略を示すもので、詳細は多治見市役所に備え置く指定図書を縦覧されたい。

凡例

	市街化区域界（市町村界）	9,125ha
	市街化区域	3,170
用途地域の色塗りのない区域	市街化調整区域	5,955
	第１種低層住居専用地域	645
	第２種低層住居専用地域	102
	第１種中高層住居専用地域	170
	第１種住居地域	881
	第２種住居地域	19
	準住居地域	14
	近隣商業地域	42
	商業地域	148
	準工業地域	999
	工業地域	123
	工業専用地域	26
	特別工業地区 1種	39.4
	特別工業地区 2種	46.6
	特別工業制限地区 1種	112.2
	特別工業制限地区 2種	98.4
	高度利用地区	2.0
	防火地域	20.4
	準防火地域	58.5
	風致地区	109.9
	駐車場整備地区	220.0
	都市計画道路	
	都市計画緑地	
	都市計画公園	
	中央自動車道	
	外壁から敷地境界線までの後退距離1m以上	
	土地区画整理事業	
	その他の都市施設	
	地区計画	
200/60	（用途地域内） 容積率/建ぺい率	の限度
80/50	（用途地域内） 建ぺい率/建物の高さ(m)	の限度

〔注1〕市街化調整区域の建ぺい率は60%、容積率は200%

風致地区の規制内容

区分	高さ	建ぺい率	外壁等の後退距離 道路部分	外壁等の後退距離 その他部分	緑地率	のり高
第一種風致地区	8m	20%	3m	1.5m	50%	3m
第二種風致地区	10m	40%	2m	1m	30%	5m

北側斜線制限

用途地域	建築物の部分の高さの制限(m)
第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域	5+(1.25×L1)

L1：建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離

第1種
第2種 低層住居専用地域内

道路斜線制限、隣地斜線制限

用途地域	道路斜線制限 道路幅員(W)(m)	道路斜線制限 建築物の高さの限度(L1)	隣地斜線制限 建築物の高さの限度(m)
第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域	20m	1.25×L2	－
第１種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 無指定	20m	1.25×L2	20+(1.25×L3)
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	20m	1.5×L2	31+(2.5×L3)

L2：建築物の当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離
L3：建築物の当該部分から隣地境界までの水平距離のうち最小のもの

第1種中高層住居専用地域
第1種住居地域、第2種住居地域、
準住居地域、無指定の場合
第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域 は道路斜線制限のみ

近隣商業、商業、準工、工業、工業専用の場合

多治見市役所

多治見都市計画用途地域の変更

新旧用途地域対照図（総括）

S=1：20,000

面積（単位：ha）

●市街化区域編入予定箇所

番号	地区名	面積
01	旭ヶ丘10丁目	0.00
02	虎渓山町2丁目	0.01
03	市之倉町12丁目	0.01
04	笠原町八龍	0.02
05	市之倉2丁目	0.20
06	市之倉3丁目	0.01
07	生田町1丁目	0.06
08	大畑町7丁目	0.15
09	滝呂町5丁目	0.00
10	東町2丁目	0.02
11	明和町5丁目	0.01
	合計	0.49

●市街化調整区域編入予定箇所

番号	地区名	面積
12	脇之島町2丁目	0.02
13	赤坂町8丁目	0.01
14	笠原町西竜	0.04
15	笠原町八龍	0.01
16	笠原町城谷下	0.02
17	虎渓山町7丁目	0.12
18	市之倉町11丁目	0.02
19	星ヶ台4丁目	0.08
20	大畑町西仲根	0.02
21	滝呂町8丁目	0.01
22	滝呂町13丁目	0.02
23	平野町4丁目	0.05
24	笠原町梅平	0.01
25	西坂町2丁目	0.00
	合計	0.43

●計画図上の不整合の修正などを行った箇所

番号	地区名
26	金岡町5丁目

都市計画公園一覧表

種別	公園番号	公園名称	計画面積
街区公園	2・2・1	坂上公園	0.26ha
	2・2・2	昭和公園	0.22
	2・2・3	脇之島南第1公園	0.21
	2・2・4	脇之島南第2公園	0.23
	2・2・5	脇之島南第3公園	0.15
	2・2・6	旭ヶ丘北公園	0.15
	2・2・7	脇之島南第4公園	0.38
	2・2・8	脇之島北第1公園	0.11
	2・2・9	長瀬公園	0.13
	2・2・10	南坂上公園	0.60
	2・2・11	小名田公園	0.26
	2・2・12	姫ヶ丘公園	0.13
	2・2・13	滝呂中央公園	0.22
	2・2・14	姫白山公園	0.21
	2・2・15	宝殿水公園	0.21
	2・2・16	小泉公園	0.50
近隣公園	3・3・1	明和中央公園	2.1
	3・3・2	脇之島中央公園	1.8
	3・3・3	脇之島北公園	1.3
	3・3・4	太平公園	1.7
	3・3・5	滝呂北公園	2.8
	3・3・6	共栄公園	1.8
地区公園	4・4・1	滝呂公園	6.1
	4・4・2	旭ヶ丘公園	7.0
	4・4・3	笠原運動公園	5.78
運動公園	6・5・1	多治見運動公園	25.9
特殊公園	8・6・1	多治見墓地公園	37.6
合計	27箇所		97.85ha

都市計画緑地一覧表

種別	緑地番号	緑地名称	計画面積
都市緑地	1	音羽緑地	0.06ha
	2	滝呂緑地	4.9
	3	笠多緑地	29.2
合計	3箇所		34.16ha

都市計画道路一覧表

路線番号	路線名	標準幅員	計画延長
1・3・1	東海環状自動車道	10.75m×2	1,970m
3・3・1	国道19号線	23.0m	7,920
3・3・2	国道248号線多治見バイパス	25.0	8,200
3・4・3	金岡市之倉線	16.0	5,500
3・4・4	上山平和線	16.0	3,050
3・5・5	本町生田南線	12.0	630
3・4・6	豊岡弁天線	16.0	1,280
3・4・7	音羽小名田線	16.0	4,730
3・4・8	前畑根本線	16.0	4,780
3・4・9	本町2丁目線	16.0	240
3・4・10	明和小名田線	20.0	2,630
3・5・11	多治見下石線	12.0	2,000
3・6・12	本町生田線	11.0	1,120
3・6・13	多治見大畑線	8.0	2,100
3・6・14	京町滝呂線	8.0	2,860
3・6・15	明和松坂線	11.0	2,230
3・5・16	広小路美坂線	12.0	1,600
3・4・17	音羽明和線	16.0	2,250
3・6・18	本町宮前線	11.0	570
3・5・20	小名田線	13.0	1,640
3・5・21	市之倉線	12.0	3,850
3・5・22	滝呂団地線	12.0	1,820
3・4・23	東町線	17.0	2,270
3・4・24	宝赤坂線	18.0	400
3・5・25	宝光ヶ丘線	12.0	300
3・3・27	東濃西部都市間連絡道路	28.0	350
3・4・28	音羽小田線	18.0	1,260
3・5・29	緑本町線	15.0	730
3・5・30	笠原南北線	14.0	1,860
3・5・31	笠原環状線	11.0	2,610
8・7・2	平和滝呂線	4.0	4,030
合計	31路線		77,990m

※ 3・5・15 東部丘陵環状線(12.0m)は可児都市計画道路

その他の都市計画施設

都市施設名	施設名称	面積
駐車場	多治見市雲母駐車場	0.33ha
ごみ焼却場	多治見市三の倉新焼却場	4.05ha
	笠原クリーンセンター	0.89ha
汚物処理場	多治見市し尿処理場	0.73ha
教育文化施設	多治見総合文化会館	0.70ha
病院	多治見市民病院	1.30ha
下水処理場	滝田下水処理場	3.73ha
	市之倉下水処理場	0.39ha
	笠原下水処理場	1.70ha
火葬場	多治見市火葬場	2.10ha

都市計画土地区画整理事業

多治見駅北土地区画整理事業	11.80ha
西部緑のまち土地区画整理事業	5.3ha
滝呂土地区画整理事業	52.42ha
神戸・栄土地区画整理事業	10.5ha

市街地再開発事業

多治見駅南地区第1種市街地再開発事業	2.0ha

都市計画自由通路

多治見駅南北連絡線	高架式	L=100m W=10m

地区計画

滝呂地区地区計画	44.2ha
西部緑のまち地区地区計画	4.9ha
多治見駅北地区地区計画	11.8ha
向島住宅団地地区計画	11.9ha
山吹地区地区計画	32.2ha
陶都の杜地区計画	16.1ha
長瀬地区地区計画	21.4ha
多治見駅前中之郷地区地区計画	26.7ha
岐阜県立多治見病院地区地区計画	4.3ha

防火・準防火地域図

※ 建築基準法第22条第１項の指定区域は、姫町、大薮町、大針町、北小木町、笠原町を除く全域。

凡例

	現行用途地域界
	用途地域界の変更箇所（市街化編入）
	用途地域界の変更箇所（逆線引き）
	用途地域界の表記の是正

玉野総合コンサルタント株式会社調製

多治見市都市政策課

令和 4年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編集 「この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである。（助言番号）令 3部公第131号」
平成29年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編集 「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（承認番号）平28部公第46号」
平成24年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編集 「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（承認番号）平23部公第6号」
平成19年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編集 「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平18部公第96号」
平成19年3月 世界測地系へ座標変換（笠原町）
平成14年3月 多治見市都市計画基本図を縮小編集 「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平13部公第38号」
平成14年4月 世界測地系へ座標変換 「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。（承認番号）平13部公第286号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平 3部公第8123号」
平成 9年 笠原町都市計画基本図修正 「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。（承認番号）平 9部公第31号」
「この地図は、国土地理院長の助言（昭和62国地都測発 第4204号）を得て、作成し1:2500 地形図を縮図編集したものである。」

著作権所有兼発行者 多治見市
許可なく複製を禁ずる